別記様式第３号（第２条関係）

※受理年月日		※受理番号	

届　出　事　項　変　更　届　出　書

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第３条第２項の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

届出者の氏名又は名称及び住所

届出番号等	
（ふりがな） 氏名又は名称	
住所	〒（　　） （　　）局　番
（ふりがな） 法人にあっては、その代表者の氏名	
（ふりがな） 営業所の名称	
営業所の所在地	〒（　　） （　　）局　番
変更年月日	年　月　日

変更事項	新	旧
変更の事由		

備考
1　※印欄には、記載しないこと。
2　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別記様式第４号（第11条関係）

（表）

第　　号

写　真

身　分　証　明　書

官　職
氏　名

上記の者は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第13条第１項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。

年　月　日

公　安　委　員　会　印

54

86

（裏）

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（抜粋）

第13条　公安委員会は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定金属くず買受業を営む者に対し、その営業に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、営業所若しくは特定金属くずの保管場所に立ち入り、特定金属くず、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　略

備考　図示の長さの単位は、ミリメートルとする。